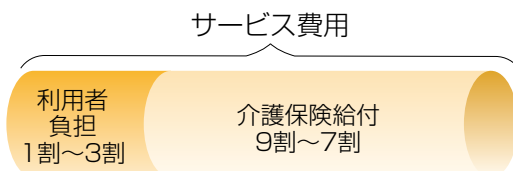


7 サービスにかかる費用と利用者負担の軽減

サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を利用者が負担して、9割～7割が介護保険から給付されます。



要介護認定を受けている人、基本チェックリストに該当した人には、毎年7月に「介護保険負担割合証」が届きます！

- 介護サービスを利用する際は、必ず、介護保険被保険者証とあわせてケアマネジャーとサービス事業者や施設に「介護保険負担割合証」を提示してください。
- ※サービス・活動事業を利用する時も同様です。

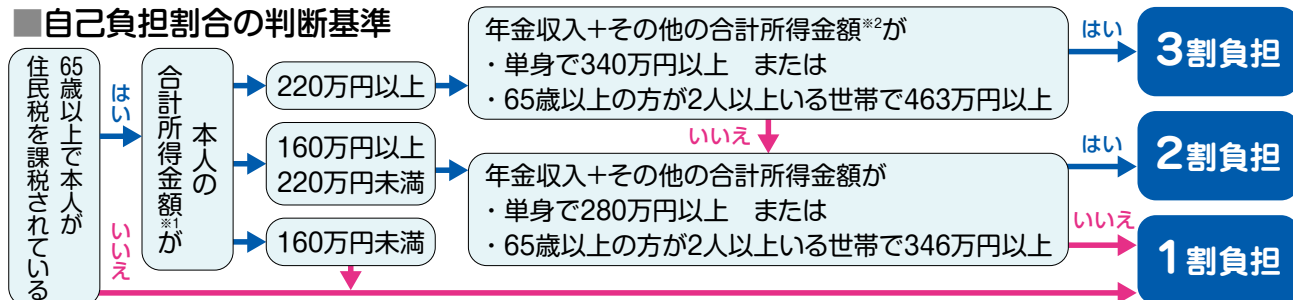


◆利用者負担の割合

負担割合判定の流れ

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

■自己負担割合の判断基準



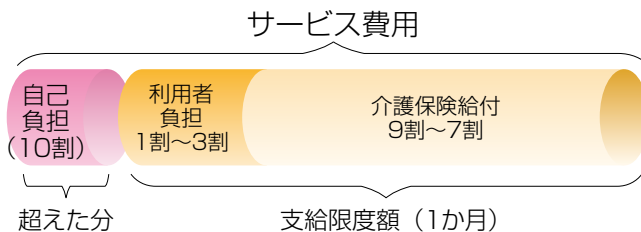
※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

在宅サービス・介護予防サービスは要介護度（要介護状態区分）ごとに利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用するときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要支援1・事業対象者	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



支給限度額の中に含まれないサービスもあります。

- 福祉用具購入費の支給 1年間10万円まで
- 住宅改修費の支給 20万円まで
- 居宅療養管理指導 など

※デイサービスなどの日帰りで施設に通うサービス、小規模多機能型居宅介護などの通い・泊まり・訪問を組み合わせるサービス、グループホームなどの住まいを移して利用するサービスでは、このほかに食事や泊まり等の費用が自己負担となります。詳しくは、各施設へ確認してください。

特定入所者介護サービス費の支給制度(負担限度額認定)

申請が必要です 介護保険施設やショートステイを利用する人で、所得が低い人などは、申請して認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」により、居住費等・食費の負担が軽減されます。

負担限度額認定申請に必要なもの

申請にあたっては、申請書のほか、預貯金を確認できる次の書類などをご用意ください。

- ・預貯金(普通・定期・積立)……通帳等の写し(銀行名・支店名・名義・申請日時点の最終残高がわかる部分)
- ・有価証券等(株式・国債・出資金など)……証券会社や銀行の口座残高の写し、出資金額がわかるものなど
- ・負債(借入金・住宅ローンなど)……借用书など

利用者負担段階区分と対象者

利用者負担段階区分	対象者	預貯金の額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護の受給者	要件なし
	本人および世帯全員(※1)が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	本人および世帯全員(※1)が住民税非課税で、合計所得金額(※2)+課税年金収入額+非課税年金収入額が82.65万円以下の人	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	本人および世帯全員(※1)が住民税非課税で、合計所得金額(※2)+課税年金収入額+非課税年金収入額が82.65万円超120万円以下の人	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	本人および世帯全員(※1)が住民税非課税で、合計所得金額(※2)+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	500万円(1,500万円)以下

◆第2号被保険者は段階に関わらず預貯金等が1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下であることが条件となります。

※1 別世帯の配偶者や内縁関係の人を含みます。

※2 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

介護保険 Q&A

Q 施設に入所するサービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)やショートステイを利用した場合、どのような費用が掛かるのですか？

A 施設に入所したときや、ショートステイを利用したときは、施設サービス費用の1割～3割の利用者負担と食費、居住費、日常生活費が自己負担となります。

利用者負担
1割～3割

+

食費

+

居住費(滞在費)

+

日常生活費

※利用者負担額が上限額を超えた場合、高額介護サービス費として市から払い戻します。

■負担限度額(1日)

利用者負担 段階区分	居住費等							食費
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室			施設サービス 【短期入所 サービス】
			老健・ 医療院等	特養等	老健・医療院等 (室料を徴収 しない場合)	老健・医療院 (室料を徴収 する場合)	特養等	
第1段階	880円	550円	550円	380円	0円	0円	0円	300円 【300円】
第2段階	880円	550円	550円	480円	430円	430円	430円	390円 【600円】
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	430円	680円 【1,030円】
第3段階②	1,470円	1,470円	1,470円	980円	430円	530円	530円	1,420円 【1,360円】

■国が定める居住費等・食費の基準費用額(1日)

居住費等							食費
ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室			
		老健・ 医療院等	特養等	老健・医療院等 (室料を徴収 しない場合)	老健・医療院 (室料を徴収 する場合)	特養等	
2,066円	1,728円	1,728円	1,231 円	437円	697円	915円	1,545円

※施設との契約により決まり、居室の種類や施設により異なります。世帯に住民税を課税されている人がいる場合は、上表の金額が標準的な費用となります。
※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

社会福祉法人等利用者負担額軽減制度



対象者の要件に当てはまる人は、申請するとサービスにかかる利用者負担の一部が軽減されます。



対 象 者	軽 減 内 容
次のすべての要件に該当する人および生活保護受給者 ①世帯全員が住民税非課税であること ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること(仕送りや非課税収入を含む。) ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと(同居、別居を問わない。) ⑥保険料を滞納していないこと	社会福祉法人などが実施する一部の介護保険サービスの利用者負担額の100分の25を軽減します。(老齢福祉年金受給者は100分の50) ※生活保護受給者については、施設サービスの個室居住費にかかる利用者負担額全額を軽減します。

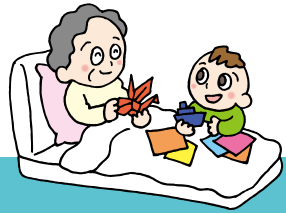
高額介護サービス費の支給制度

対象者にお知らせします

1か月のサービス費用の利用者負担額が下表の上限額を超えたとき、超えた分が払い戻されます。対象となる人には、申請の案内をお送りします。

利用者負担の上限額(1か月) ※同じ世帯に複数の利用者(総合事業利用者を含みます)がいる場合はその利用者負担額を合計します。

利用者負担区分		上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得約690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得約380万円以上約690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得約145万円以上約380万円未満	世帯 44,400円
●一般(住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合)		世帯 44,400円
●住民税非課税世帯等		世帯 24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が 82.65万円 以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		個人 15,000円 世帯 15,000円



高額医療・高額介護合算制度

対象者にお知らせします

同じ医療保険(後期高齢者医療保険・国民健康保険・被用者保険)の世帯内で、医療費と介護サービス費の自己負担額を合算して、下表の限度額を超えたとき、超えた分が払い戻されます。

対象となる人で、国民健康保険が後期高齢者医療制度に加入し計算期間(8月1日～翌年7月31日)に市内に居住している人には、申請の案内をお送りします。

・ 限度額(年額)			後期高齢者医療制度 +介護保険 (75歳以上の人)	国民健康保険 +介護保険 (70歳～74歳の人)	所 得 〔基礎控除後の 総所得金額等〕	国民健康保険 +介護保険 (70歳未満の人)
現役並み所得者 (上位所得者)	課税所得	690万円以上	212万円		901万円超	212万円
		380万円以上 690万円未満	141万円		600万円超 901万円以下	141万円
		145万円以上 380万円未満	67万円		210万円超 600万円以下	67万円
一 般		145万円未満	56万円		210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		区分Ⅱ	31万円		住民税非課税世帯	34万円
		区分Ⅰ	19万円			